

## 『秩父郡市人権フェスティバルに参加して』

昨年10月に小鹿野文化センターで秩父郡市人権フェスティバルが開催され、オープニングは、社会福祉法人清心会さやかの方の皆さんによる秩父音頭屋台囃子、秩父音頭、歌で始まりました。障害を持つ人たちの演技ですが、みんな一生懸命やっている姿に感動しました。次に、小鹿野中学校生徒の人権作文優秀作品の素晴らしい発表がありました。

次は、講演です。松本サリン事件の第一通報者、河野義行さんのお話でした。河野さんが会社から帰宅し、最初に犬の異変に気づいたと話された時、「ああそうだったのか」と当時の事件を思い起こさせました。そして次に妻の異常に気づき本人も座り込む状態になり、それから長男に連絡通報したそうです。

自宅付近からサリンが発生していることから警察の自宅捜査を受け、マスコミから容疑者扱いされ、身の潔白と名誉回復のためいろいろ活動したことを話されました。事件発生から約10ヶ月後、地下鉄サリン事件が発生し、結果的には無実が証明されました。実際遭遇した本人の話を聞いて改めて報道の在り方、警察の捜査のやり方等を考えさせられました。河野さんにおいては、犯人扱いされ、家族の大変さが伝わり、本当に気の毒に思いました。人権について考えさせられた一日でした。

正義を貫く心、弱者のことを考える心、人権の心は生命誕生から始まり親子関係、家庭で育まれてゆくのではないのでしょうか。良い環境に包まれ過ぎたものです。

東秩父村教育委員 井上フサ子

## 我が家のニューフェイス



山桑 さくらちゃん

生年月日 平成22年4月13日  
(大字御堂)

お父さん：大 季さん  
お母さん：由美子さん

はじめまして！！さくらです♥♥  
さくらはいつも元気で良く遊び、  
良く寝、良く食べます。いちごが大好きで毎日食べてるよ♪  
好き嫌いせず食べて大きくなるゾ～！

## 学生納付特例制度について

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得がない場合や少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

### ●対象となる学生は・・・

大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。また、夜間・定時制課程や通信課程の方も含まれます。

### ●学生納付特例の承認期間は・・・

4月(または20歳誕生日)から翌年3月までです。学生納付特例を承認された方で、引き続き同じ学校に在学予定である場合、4月はじめに「学生納付特例申請書(はがき)」が送られてきますので、引き続き学生であれば、必要事項を記入のうえご返送ください。ただし、在学する学校などを変更された方は、村役場国民年金担当窓口で申請手続きが必要です。

\*学生でない30歳未満の方の場合には、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

\*これらの制度の申請を行わず、保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などにより障害が残った場合に、障害年金を受けることができなくなります。なお、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。就職などで収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金を増額するため、10年以内であれば保険料を納めることができる「追納制度」が利用できます。

問合せ 住民福祉課 ☎82-1221 秩父社会保険事務所 ☎0494-27-6561